



富山第一高等学校サッカー部後援会会則

(名称)

第1条 本会は、富山第一高等学校サッカー部後援会と称し、事務局を富山第一高等学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、富山第一高等学校サッカー部の円満健全な学生スポーツクラブとしての発展と強化に必要な援助及び会員相互の親睦を目的とする。

(会員)

第3条 本会は、目的に賛同する18歳を超える個人会員と法人会員をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条に掲げた目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 富山第一高等学校サッカー部に対する資金面の援助
- (2) その他目的を達成するための事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

名誉会長（1名）	相談役（若干名）	顧問（若干名）
会長（1名）	副会長（若干名）	理事（15名以内）
会計（2名）	会計監査（2名）	

(1) 名誉会長

名誉会長は、学校法人富山第一高等学校理事長とする。

(2) 上記役員は、総会で承認する。

(3) 上記役員の任期は2年とするが再任は妨げない。

(事務局)

第6条 本会の事務局の構成員は、会長が会員の中から毎年度選出し、総会で承認する。

(総会)

第7条 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。また、総会での議決は、出席者の過半数で成立するものとする。

(代表選手祝い金)

第8条 部員が全国レベルの代表（高校選抜代表、ユース代表等）に選出された場合は、1万円の祝い金を支給する。

(会計)

第9条 本会の運営は、会費をもってこれにあてる。

(1) 会計年度は、2月1日から1月末日までとする。

(2) 本会の個人会費は年会費とし、1口5,000円（但し1口以上何口でも可）とする。

(3) 本会の法人会費は年会費とし、1口10,000円（但し1口以上何口でも可）とする。

(4) 会費の徴収は、新規入会者については申し込みから1か月以内、継続会員については8月末日までを目途に行う。

(5) 会計年度途中での退会者には、年会費の返金を原則として行わない。

(6) 決算は1月末日をもって行い、次年度予算とともに総会の承認を得るものとする。

[付則]

(改正)

第1条 本会則は、総会において改正することができる。

(施行)

第2条 本会則は、平成28年10月10日から施行する。